明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務七七）　一
○地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令（同七八）　四
○地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令（同七九）　七

省令

○総務省令第七十七号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月二十三日

総務大臣　原口　一博

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令

普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表第四号中「平成二十一年」を「平成二十二年」に、「整備計画の変更により、新直轄方式に切り替わつた」を「整備計画により、新直轄方式で整備することとなつた」に改め、同表第八号中「この表中六の2」を「この表中七の2」に改め、同表第三十二号中「農地法」を「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）による改正前の農地法」に改め、同表第四十号中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同表第四十二号中「昭和五十三年度から」を「昭和五十四年度から」に改め、「、昭和五十三年度において「昭和五十三年度地方債計画の改定に係る地方債の取扱いについて（昭和五十三年九月二十六日付自治地第百八十五号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和五十三年度補正予算債」という。）のうち、道路事業を除く一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業のうち公園、プール及び給食施設に係るもの、下水道事業、厚生福祉施設整備事業のうち社会福祉施設に係るもの並びに一般廃棄物処理事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る当該年度分の元利償還金」を削り、同表第四十三号中「平成二十年度まで」を「平成二十一年度まで」に、「並びに平成二十年度」を「、平成二十年度」に改め、「「平成二十年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額」の下に「並びに平成二十一年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十一年六月十五日付け総財地第百三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）及び「平成二十一年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年一月二十九日付け総財地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十一年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額」を加え、同表第四十四号中「昭和六十三年度から平成二十年度まで」を「平成元年度から平成二十一年度まで」に、「並びに平成二十年度」を「、平成二十年度」に改め、「「平成二十年度減収補てん債」という。）」の下に「並びに平成二十一年度において「平成二十一年度地方債同意等予定額について（平成二十二年三月九日付け総財地第六十七号及び第六十八号都道府県知事あて総務大臣通知）に基づき平成二十一年度減収補てん債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十一年度減収補てん債」という。）」を加え、「利子割並びに法人の行う事業に対する事業税に係る額」を「利子割、法人の行う事業に対する事業税に係る額並びに地方法人特別譲与税」に改め、同表第四十五号中「昭和六十三年度から」を「平成元年度から」に改め、「、昭和六十三年度地域財政特例対策に対する起債許可予定額の枠配分額の決定について（平成元年三月三十一日付自治地第八十六号都道府県知事あて自治事務次官通知）」に基づき特別に発行を許可された地方債」を削り、同表第四十六号中「昭和六十三年度から」を「平成元年度から」に改め、「、昭和六十三年度において「昭和六十三年度臨時財政特例債（普通会計分）に係る起債許可予定額の枠配分（最終分）について（平成元年三月三十一日付自治地第七十四号都道府県知事、指定都市市長、港湾管理組合管理者あて自治事務次官通知）」、「昭和六十三年度臨時財政特例債に対する起債許可予定額の枠配分について（昭和六十三年九月三十日付自治準企第二百十七号都道府県知事、指定都市